

# 4月からごみ・資源の分別が一部変わります

～「ごみ」から「資源」へ～

問 環境課 ☎56-0612

## 資源収集対象を「充電5品目」から「充電式小型家電」に拡大

これまで5品目に限定して月1回収集していた資源「充電5品目」は、4月からは5品目に限定せず、充電式小型家電（充電式電池を内蔵した小型家電）\*に対象を拡大して収集します。

\*指定の袋はありません。もえないごみ袋Lサイズに入りきる大きさまで。木・布・革を使用している製品は収集不可。

### 対象の品目

3月まで

①充電式電池  
（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池の二次電池）  
※使い捨て乾電池や鉛バッテリーは対象外

②モバイルバッテリー

③加熱式たばこ、電子たばこ

④充電式シェーバー

⑤スマートフォン、タブレット

4月から

①充電式電池  
（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池の二次電池）  
※使い捨て乾電池や鉛バッテリーは対象外

②モバイルバッテリー

③加熱式たばこ、電子たばこ

④充電式シェーバー

⑤スマートフォン、タブレット

### 充電式小型家電

- 例
- ハンディファン
  - ワイヤレスイヤホン
  - 携帯ゲーム機
  - コードレス家電
- ほか

家庭ごみの出し方は市HPへ



## 蛍光灯の資源化のため、ながくてエコハウスで回収を開始

回収する蛍光灯 家庭で使用されていた直管、丸管、電球型の蛍光灯

- ※1 直管は1300mm×350mm×190mm、丸管・電球型は400mm×400mm×630mmの段ボールに入るサイズまで
- ※2 従来どおり「もえないごみ」として捨てることも可。白熱電球やLED電球、割れた蛍光灯は、「もえないごみ」として捨ててください。
- ※3 南部・西部の出張ながくてエコハウスは持込不可。



## 東部の出張ながくてエコハウスを廃止

東部の出張ながくてエコハウスは、3月29日(日)をもって廃止します。ながくてエコハウス、南部・西部の出張エコハウスを利用してください。

## 2026年度版の「資源とごみの収集カレンダー」等を配布

2026年度版「資源とごみの収集カレンダー」および「資源とごみの分別ガイドブック」を3月中に各家庭に配布するほか、環境課および文化の家にも設置します。収集日や分別ルールを守り、資源やごみを出してください。

